

このPDFファイルでは、

1. 受験上の配慮（1ページ目）
2. 点字冊子貸し出しサービス（2ページ目から） について説明します。

1. 受験上の配慮について

日本語能力試験では、病気やケガや障害等によって通常の受験方法では受験が難しいかたに対し、受験のための特別な配慮を行っています。日本国内で受験上の配慮を希望するかたは、下の説明を読んで申し込んでください。

(1) 受験上の配慮 申込方法

ア. 郵送による受験申込みとなりますので、書店で「受験案内」を購入してください。

※インターネット申込みは利用できません。

イ. 受験申込受付期間中、できるだけ早く受付センターに電話をし、「受験上の配慮申請書」を取り寄せてください。

ウ. 「受験上の配慮申請書」に必要事項を記入してください。また、添付資料として、障害者手帳のコピーか、医師の診断書（コピーでもよい）を用意してください。

※「受験上の配慮申請書」に記載されていない配慮を希望する場合は、申し込む前に、必ず受付センターに問い合わせてください。

※日本語以外の添付資料には、原則として日本語の説明を付けてください。

エ. 「受験上の配慮申請書」と添付資料を、受験願書と一緒にできるだけ早く受付センターに送ってください。

注意：

申込受付期間終了後や、インターネットによる申込みをした後に受験上の配慮を申し込んでも、公益財団法人日本国際教育支援協会（以下、「本協会」といいます。）は対応できません。

※申込み後であっても事故等（交通事故、負傷、発病等）により受験上の配慮を必要とする場合は、できるだけ早く受付センターに電話してください。ただし、試験会場の状況等により対応できない場合があります。

(2) 受験上の配慮決定までのプロセス

ア. 本協会は専門家と協議し、申込者からの提出書類をもとに特別な配慮内容を決定します。

イ. 情報が不十分な場合、追加情報を求めることがあります。

ウ. 特別な配慮の内容は、受験票を送付する時期に、本人またはその代理人に「受験上の配慮決定通知」で通知します。専門家との協議の結果、申込者の希望に添えない場合もあります。

エ. 試験会場は、施設の都合上、最寄りの会場とならない場合があります。

オ. 申請者は決定内容を確認し、試験当日に、必ず「受験上の配慮決定通知書」を「受験票」と一緒に持って来てください。

(3) 受験上の配慮の内容について

- ア. 特別形式の問題（点字問題、拡大文字問題）
- イ. 特別な解答方法（点字、拡大解答用紙）
- ウ. 試験時間の延長
- エ. 別室での受験
- オ. 補助器具の使用（拡大鏡、補聴器、ヘッドフォン等）
- カ. その他、本協会が適当と認めた措置

2. 点字問題冊子貸し出しサービスについて

本協会は、日本語能力試験の点字問題冊子と聴解CDを無料で貸し出します。次の説明を読んでください。

点字問題冊子貸し出しサービス連絡先

住所： 〒153-8503 東京都目黒区駒場4-5-29 公益財団法人日本国際教育支援協会
日本語試験センター 能力試験係

電話： 03-5454-5215

FAX：03-5454-5235

Eメール： jlpt@jees.or.jp

(1) 貸し出しを行う点字問題冊子の一覧

点字問題冊子一覧を見てください。

- ア. 問題冊子は、1から81まであります。貸し出しを申し込むときは、どの番号の冊子を借りたいか教えてください。
- イ. 一度に借りることのできる問題冊子は1人3冊までです。貸し出し期間は30日です。2010年以降の問題冊子は貸し出ししません。
- ウ. 聴解CDだけの貸し出しはできません。

(2) このサービスを利用できるかた

日本国内の視覚に障害がある点字利用者またはその代理人（日本国外では利用できません。）

(3) 利用登録

初めてのかたは、利用登録をしてください。利用登録には「利用登録申請書」の内容と、名前と住所が確認できる証明書（例：在留カード、パスポート、身体障害者手帳、健康保険証、社員証、学生証、住民票等）のコピーが必要です。

ア. メールで登録する場合

名前、郵便番号と住所、電話番号、所属、所属先の電話番号を書いて、Eメールで送ってください。また、できれば、証明書の写真を添付してください。

イ. 郵送で登録する場合

「利用登録申請書・登録内容変更届」をダウンロードして必要なことを記入し、証明書のコピーと一緒に本協会まで郵送してください。

ウ. F A Xで登録する場合

「利用登録申請書・登録内容変更届」をダウンロードして必要なことを記入し、証明書のコピーと一緒に本協会までF A Xで送ってください。

- ・ 利用登録を申し込んだかたには、協会からEメールか郵便で「登録番号」をお知らせします。「登録番号」をなくさないよう注意してください。
- ・ 引越しをしたなど、登録内容が変わったときは、Eメールか電話で本協会に連絡してください。

(4) 貸し出しの申し込み

ア. Eメール、または電話で申し込む場合

名前、登録番号、希望する点字問題冊子の番号を、Eメールか電話で連絡してください。

イ. 郵送、またはF A Xで申し込む場合

「貸出申込書」をダウンロードして必要なことを記入し、郵送かF A Xで本協会に送ってください。

(5) 問題冊子の受け取り

本協会から問題冊子を送るときに、Eメールまたは電話でもお知らせします。その時、問題冊子を返す日もお知らせします。

問題冊子を返す時は、問題冊子と一緒に入っている返信用封筒に入れて、郵送してください。送料は無料です。

(6) 一度に借りられる問題冊子の数

1人3冊までです。希望する問題冊子が貸し出し中のときは、電話かEメールでお知らせします。

(7) 貸し出し期間

本協会が問題冊子を発送した次の日から30日間です。

(8) 貸し出し期間の延長

同じ問題冊子を次に予約している人がいなければ、1回だけ(30日間)延長できます。

延長したいときは、貸し出し期間中に協会に電話かEメールで連絡してください。貸し出し状況や新しい「返す日」をお知らせします。

(9) 返す方法

問題冊子や聴解CDを返信用封筒に入れて、「返す日」までに本協会の住所に送ってください。
切手を貼る必要はありません。

水にぬれたり、壊れたり、汚れたりしないように送ってください。

以上